

地方独立行政法人筑後市立病院評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人筑後市立病院評価委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して委員会の委員長(以下「委員長」という。)が定める。

(傍聴の手続)

第4条 委員会の傍聴希望者は、委員会の開催時刻の30分前から10分前までの間(次項において「受付時間」という。)に定められた受付場所において自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴希望者の数が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を定める。

3 報道関係者席に入る傍聴人は、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者。
- (2) 心神こう弱の状態にあると認められる者
- (3) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、拡声器等を携帯し

ている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 委員会において議論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻き、腕章又はたすきの類を着用する等示唆的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) 発言しないこと。

(7) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。

(8) 帽子又は外とうの類を着用したまま傍聴しないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

2 一般席の傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

3 報道関係者の写真撮影等は、委員会の冒頭のみ許可する。
(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反したときは当該傍聴人を制止し、これに従わないときは当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。